

# 社会規範の標準化の帰結 —Sunder (2016)を題材に

荒田 映子  
(武蔵大学)

# 概要

1. 財務報告制度とは
2. 拡張した秩序
3. 社会規範と標準化
4. 規範から基準へ
5. 標準化の帰結
6. 会計研究の視点

# はじめに

- 本報告は、『企業会計』において報告者が執筆した文献紹介である。
- Sunder, Shyam (2016) ‘Rethinking Financial Reporting: Standards, Norms and Institutions’は現状の財務報告制度の問題点と今後の方向性について、これまでの多くの会計研究とは異なる視点から切り込んでいる。

# 財務報告制度とは

# 財務報告制度とは

- 東インド会社の設立以降，出資者と経営者のエージェンシー問題を解決するための機能をサポートするという役割を果たしながら「**進化**」してきた企業の重要な制度のひとつ
- 本報告における財務報告制度は，企業の情報開示を促す仕組み全体を指す。

# 財務報告制度を評価する視点

- 特性(attribute)の観点:

会計情報が有すべきとされる特徴をあげる

true and fair, comparability, consistency, conservatism,  
timeliness, relevance, reliability,,,

→ガイドラインや統計データなどに基づいて判断

## 【問題点】

特性間のトレードオフの扱い ex. relevance vs reliability

利害対立の調整 ex. 株主と債権者

特性の定義 ex. comparabilityとは

# 財務報告制度を評価する視点

- 目的(goal)の観点:

社会厚生 of 最大化や資本コストの低下など財務報告制度そのものの目的や, より広い社会的な目的あるいは特定のプレイヤーの目的が達成されているかを検証する.

## 【問題点】

目的はグループによって異なり, 複数ありうる.

たとえば資本コストの低下は本当に社会的に望ましいか?

# 財務報告制度を評価する視点

- 実務(practice)の観点:

人々がGAAPを受け入れてきた過程を観察することで、先に述べた2つの観点では説明できないものを捉える

→「**拡張した秩序(extended order)**」(Hayek, 1989)

→3つを融合した観点が必要



# 拡張した秩序

# 拡張した秩序

- ハイエクの立場: 「すべての社会制度は意図的な設計の産物であり, そうあるべきだとする」**設計主義的合理主義者**を批判

「社会秩序に入りこんでくるすべてのデータを検証可能な全体として組み立てる能力がわれわれにないということを, (中略)まったく気づいていないようにみえる」

# 拡張した秩序

- 「拡張した秩序」(自生的秩序): 本能とルールのあいだにあるもの

本来人間の知識は不完全であるけれども、本能ではなくルールに従ってきたから文明を発展させることができたという。

なぜなら、この本能とルールのあいだにあるものが「拡張した秩序」であり、このもとでは互いに補完し合うことで無知を補いえるから。

「すべての人々を隣人として扱えという命令に一貫して従ったならば、拡張した秩序の成長は妨げられていたであろう。というのも、今まさに、拡張した秩序のなかで生きる人びとは、互いを隣人とみなさないことから、そしてその相互作用において連帯や利他主義のルールではなく拡張した秩序のルール—たとえば個別的所有や契約にかかわるルール—を適用することによって利益を得ているからである」 Hayek(1989)

# 拡張した秩序

ルールがあってもそれが自分にとって不都合であれば個別に交渉することで、当事者は利益を得ることができる。それが、新たな社会規範を形成する自己創設的な過程につながる。

# サンダー教授の視点

- 人々の効用及びその前提を知りえないのに、特性や目的の観点から財務報告制度を設計／評価するのは難しい。（Demski(1973)“General Impossibility of Normative Accounting Standards”）
  - 財務報告制度を形成する個人，組織，社会経済的環境間のさまざまな相互作用を通じて現れる社会規範の役割の観点に注意がほとんど払われていない
- 「一般に認められた会計原則(GAAP)」というフレーズが集約するように、「**実務のなかに、拡張された秩序における重要な創発特性がある**」という。

# 社会規範と標準化

# 社会規範とは

- 「グループの構成員の間で共有されている互いの行動についての期待」
  - 対象：**行動**（信念ではない！）観察された行動によって規範を共有しているかどうか判断される。
  - 特定のされ方：**コンセンサス**であり，**進化**するので，不完全にしか特定できない。ただし辞書のように**編纂**はされる。
  - 権威づけ：構成員に強制的に適用させる**権威は存在しない**が，**信頼関係のようなものによって維持**される

逸脱することで他者から責められるのではないか，という予測が規範を守る動機につながる。

# 標準化

- 標準化(standardization):コスト削減が目的
  - 協調ための標準化:複数のシステムが存在することによるコスト
  - 取引される財・サービスの質の標準化:情報の非対称性のために生じるコスト

※コスト・ベネフィットの観点はベネフィットの測定や基準のコスト・ベネフィットの偏在などにより考慮することは難しい。



もともとは社会規範であった米国の財務報告制度も、不祥事などが生じるたびに二つのコストを削減すべく標準化



# 規範から基準へ

# 米国会計制度史

- 1909年：米国公共会計士協会が設置した特別委員会が会計用語とその使われ方についての**編纂**をおこなった→正しい使い方を規定するものではなかった
- 1918年：米国会計士協会(AIA)が監査手続書を作成  
→規範の発展を整理. 基準を課すことが目的ではない

その後も権威に裏付けされた基準がなくても、無秩序ではない会計実務が形成

# 米国会計制度史

1929年：世界恐慌：市場だけでなく会計規範に対する信頼の失墜

1934年：証券取引委員会(SEC)設置

- 公開企業に財務報告の公正性を保証する独立した監査人による法定監査を要求
- 企業に対しては権威の裏付けがある会計原則の使用を要求
- AIAに会計実務のばらつきを減らすべく会計原則を開発することを要請

➡ Accounting Research Bulletin(ARB: 会計研究報告): リサーチと暫定的な提案を通じて控えめなGAAPの推進と現行の会計「手続き」の編纂

# 米国会計制度史

1959年：米国公認会計士協会（AICPA）の上位機関として  
会計原則審議会（Accounting Principles Board：  
APB）

➡ APB意見書（APB Opinion）：単なるリサーチを超えた「原則」の特定。ただし強制力を持たない

意見書が実務で受け入れられなかったことを契機に、**権威ある基準設定**が望まれる

# 米国会計制度史

1973年：民間の団体Financial Accounting Standards Board (FASB)発足

➡ Statement of Financial Accounting Standards:財務会計基準書：企業や監査人はこれに従わなければならない。（従わない場合は制裁をとらなう）

2002年：サーベンス・オクスリー法  
公開会社会計監査委員会(PCAOB)が設置され、AICPAが自ら作成していたが監査基準の作成と、監査法人の機能と規律の監視が行われることとなった。

# 規範から基準へ

マーケット・クライシスや会計不祥事が生じるたびに、規制当局は、財務報告制度を社会規範や商慣行にゆだねるのではなく、書かれた基準と強制力をもつ市場や社会的プロセスに置き換えるべく、制度の法制化を行ってきた。

→ルール of 明確化, 対応の迅速化, 強制力の強化

# 標準化の帰結

# ルールの明確化

- 概念フレームワークの作成
  - 会計基準を選択するための規準
  - 提示された概念が互いに矛盾
  - 定義したことで使われながら不具合を修正する機能が奪われた
- 個別基準の明確化
  - リースや連結会計における閾値の明確化
  - 取引の構築が容易になり, 新たな利害関係が発生
  - それを防ぐべく新しい基準が導入→いちごっこ



# ルールの明確化

- 監査人への影響

- 監査業務がプロフェッショナルな判断を要求されるものから、基準を機械的に受け入れればよいものへ。
- 1970年代に導入された競争により、監査人の独立性が失われる→明確なルールを利用した経営者に逆らえない→より判断の少ない明確なルールを要求

※監査サービスとレモンの市場

# 対応の迅速化

- 迅速な対応が状況をパレート改善するのか？  
→新しいルールに対するプレイヤーの行動を予測するのは難しい。
- その場しのぎの対処療法となり、いたちごっことなる。
- 標準化された基準設定メカニズムの存在が取引のイノベーション、解釈のイノベーションを引き起こし、会計環境を不安定にしてしまう。

# 執行力の強化

- 執行力が強いとコンプライアンスの効果は強いか？  
→実証研究ではNo. (e-コマースの例)
- 法定監査導入により失われた情報

# 標準化の帰結

社会規範が有していた進化の特性が奪われて  
いった

進化するためには本能とルールのあいだにある「拡張した秩序」において社会の構成員が相互に影響しあうことで人間の能力の限界を補っていた。それにより緩やかに進化することができるのだが、ここまでで確認したように、米国における矢継ぎ早の規制強化はその進化を妨げていったのである

# サンダー教授が提案する制度

- バイアスのない組織
- オックスフォード英語辞典のような役割
- $\beta$ テストの実施
- 制度間の競争
- 作られたルールは守れたかではなく、「true and fair」であるか、で判断されるべき。

# 国際基準のあり方

- 「拡張した秩序」が生み出されるためにはさしあたりルールが必要.
- 米国会社法のようなモデル・アクト

「模範法や統一法を全面的に、あるいは若干の修正を加えて採択することによって、州法間の差異が縮められている」(大杉, 2001)

模範法や統一法, 州法が互いに影響を与え合い, そのなかでも, 一州法に過ぎないデラウェア州法がモデルアクトよりも影響力がある.

→米国基準や日本基準がリードしながら「拡張した秩序」における緩やかな進化

# 会計研究の視点

# サンダー教授が提示する論点


## 1. 規範 v.s. 基準

- 基準のほうが良い状況を達成できるという実証的証拠はないし、それぞれの制度における役割の程度を定義するのはたやすくはない。

## 2. 原則主義 v.s. 細則主義

- スキャンダルが生じるたびに細則化していったが、エンロン事件では原則主義ではないルール作りが批判される

← 常設の基準設定主体が原則主義で基準を作る、ということが oxymoron

 法と経済学における Standard v.s. Rule の議論 (Ehrlich and Posner, 1974, Kaplow, 1992 ほか)



# サンダー教授が提示する論点

## 3. 「信頼」が果たす役割

- レーガン:「信頼せよ, ただし確認せよ」
- レーニン:「信頼はよいことだ. ただし統制はもっとよい」

→心理学, 社会学, 政策科学では「信頼」は法制度等ではなく個人的な関係や市場参加者の社会的埋め込みによって形成されるといわれている.

→実験, 実証研究でも「信頼」がもたらす効率性が支持されている.

# サンダー教授が提示する論点

- サンダー教授が「実務の観点」を強調する理由：  
「実務のなかに、拡張した秩序における重要な創発特性がある」
- 創発特性とは?: 機械論的には説明されないもの  
(補遺参照)

# サンダー教授が提示する論点

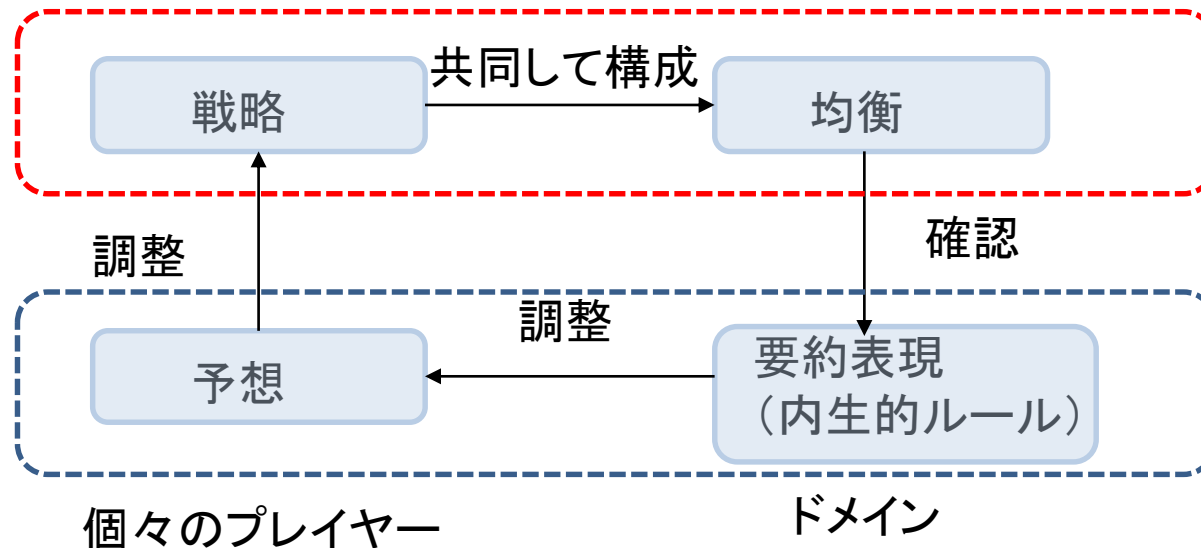
- 一見非「科学」的に聞こえるが、創発特性を意識することが、現在の知識の限界に挑むきっかけになる。
- 原著で引用されている研究は、創発特性を認識し、そのメカニズムを解明するためのさまざまな手法が提示されている。

歴史研究, 実験, 実証, ゲーム理論

- そうした研究に必要なのは、虚心坦懐に会計制度を向き合い、規範を対象とする他分野との論理を共通言語とする深い議論。

# 「拡張した秩序」に着目した会計研究

- 社会規範として財務報告「制度」→「共有された自己維持的システム」(Aoki,2001)



- 拡張した秩序において何が起きているか, を分析するには上部の分析が必要→どのように？

# 「拡張した秩序」に着目した会計研究

- プレイヤーは「制度」を所与としているようにみえて、「制度」自体を主体間のinteractionにより形成.
- 青木(2001)のように制度をゲームの均衡解とみるなら、制度を価格に置き換えて、経済学でどのような試みがなされたが、が参考になるのではないか？

# 「拡張した秩序」に着目した会計研究

- 新古典派経済学における一般均衡
  - 各主体は価格を所与とした条件付の極大, 極小を図る
  - 価格は需給で決まる, とし, どのような条件でどのような取引が行われるか, 主体間のinteractionについては説明がない.
- 多くの研究者は, その「価格の決めり方」に関するより現実的な説明理論の構築を図る: ゲーム理論, サーチ理論, オークション, full appropriation (Makowski and Ostroy, 2001).

# 会計研究(一例)

- 「会計基準」を「企業の利潤を誰にどのように分配するかを決める制度」ととらえる。
  - 現在の制度が、「なぜ」各主体に受け入れられるのかを解明するモデルの構築。
    - 特定の会計手続きがなぜ長きにわたり受け入れられているのか。(減価償却ゲーム)
    - 企業の利潤がどのように分配されれば「安定的」か？
  - Makowski and Ostroy(2001)にみられるような完全競争均衡を「分配」の観点から説明する研究.

# 参考文献

- Aoki, Masahiko (2001) *Toward a Comparative Institutional Analysis*, MIT Press. 瀧澤弘和, 谷口和弘訳(2001)『比較制度分析に向けて』NTT出版.
- Broad, C. D. (1925) *The Mind and its Place In Nature*, London [6<sup>th</sup> impression, 1951].
- Demski, Joel (1973) General Impossibility of Normative Accounting Standards, *The Accounting Review*, Vol.48, No. 4, pp.718-723.
- Ehrlich, Isaac and R. A. Posner (1974) An Economic Analysis of Legal Rulemaking , *The Journal of Legal Studies*, Vol. 3, No. 1, pp. 257-286.
- Hayek, F. A. (1973) *Law, Legislation and Liberty: A New Statement of the Liberal Principle of Justice and Political Economy*, Vol. 1, Rules and Order, Routledge & Kegan Paul, London. 矢島鈞次・水吉俊彦訳(2007)『法と立法と自由 Ⅰ.ルールと秩序』[新版], 春秋社.
- Hayek, F. A. (1989) *The Fatal Conceit: The Errors of Socialism*, Routledge. 渡辺幹雄訳(2009)『致命的な思い上がり』春秋社.
- Hempel, C. G. and Oppenheim, P. (1948) Studies in the Logic of Explanation, reprinted in: Hempel, C. G., *Aspects of Scientific Explanation and Other Essays in the Philosophy of Science.*, New York, 1965, pp. 245-290.
- Kaplow, Louis (1992) Rules versus Standards: An Economic Analysis, *Duke Law Journal*, Vol. 42, No. 3 , pp. 557-629.



# 参考文献

- Makowski, Louis and J.M. Ostroy (2001) Perfect Competition and the Creativity of the Market, *Journal of Economic Literature*, Vol.34, pp.479-535.
- North, D. C. (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press. 竹下公視訳(1994)『制度・制度変化・経済成果』,晃洋書房.
- Storey, Reed K. and Sylvia Storey (1997) *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB Financial Accounting Series, Special Report.(邦訳: (財)企業財務制度研究会(2001), 『財務会計の概念および基準のフレームワーク』,中央経済社)
- Sunder, Shyam (2016) Rethinking Financial Reporting: Standards, Norms and Institutions, *Foundations and Trends® in Accounting*, Volume 11 Issues 1-2.
- 青木昌彦(2008)『比較制度分析序説 経済システムの進化と多元性』講談社.
- 荒田映子(2017)「社会規範の標準化がもたらすもの—Shyam Sunder (2016)と考える財務報告制度」
- 大杉謙一(2001)「米国におけるリミテッド・ライアビリティー・カンパニー(LLC)およびリミテッド・ライアビリティー・パートナーシップ(LLP)について— 閉鎖会社立法への一提言 —」『金融研究』日本銀行金融研究所, 1月.
- 松本俊吉(2001) 「「創発性」について」『科学基礎論研究』Vol.28, No.2.

# 【補遺】創発特性

- 対象に特徴的なふるまいを説明しようとする理論

Broad(1925)による定式化

- ある特徴的なふるまいをなす対象にのみ帰属され、そうした振る舞いを示さない対象には帰属されないような、ある特異な要素を導入→要素的理論
- 全体に特徴的なふるまいが、  
その構成要素がバラバラにあるとき、あるいはそれらが他の結合状態にあるときの、それら要素の振る舞いについての最も完全な知識が与えられ、またこの全体におけるそれら要素の比率や配置についての最も完全な知識が与えられたときに、  
演繹される→機械的理論  
演繹されない→創発理論

松本(2001)

# 【補遺】創発特性

- それでは創発特性とは、「ただ受け入れる他はない」ものなのか？

創発特性はinherent存在論的なものではなく、与えられた時点におけるわれわれの知識の範囲の指標である。ゆえに、それは絶対的ではなく相対的なものにすぎない

(Hempel and Oppenheim,1948)

その構成要素がバラバラにあるとき、あるいはそれらが他の結合状態にあるときの、それら要素の振る舞いについての最も完全な知識が与えられ、またこの全体におけるそれら要素の比率や配置についての最も完全な知識が与えられたときに、

# 【補遺】創発特性

- 創発性が否定されるのは、マクロな現象とミクロな構造をつなぐbridge lawの存在が確立され、その存立のメカニズムの解明がなされたとき.
- 創発性の概念は、「自然の汲み尽くし難さ」に対するわれわれの注意を絶えず喚起してくれることが期待される.
- Bridge lawの確立は<創発>という一方の極から<還元>という他方の極へと向かう研究の進展を示す里程標.